

令和8年度分紫波運動公園内施設等使用申込要領

1. 申込みを受付ける事業等

- (1) 紫波町スポーツ協会に加盟する団体が主催する競技大会及び講習会、研修会等
- (2) 紫波郡内を対象とした競技大会及び講習会、研修会
- (3) 岩手県大会及びそれに準ずる競技大会及び講習会、研修会
- (4) 紫波町スポーツ協会です事前確保が必要と判断した大会（申込み時要相談）

2. 使用申込みを受付ける施設

- (1) 紫波町総合体育館大アリーナ（主競技場）
- (2) 紫波町総合体育館小アリーナ（柔剣道場）
- (3) 紫波町総合体育館第二会議室
- (4) 紫波町総合体育館第三会議室
- (5) 紫波町使用体育館研修室
- (6) 紫波運動公園野球場
- (7) 紫波運動公園陸上競技場
- (8) 紫波運動公園テニスコート
- (9) 桜町河川グラウンド（野球場・ソフトボール場・サッカー場）

※幼児高齢者体育室、トレーニング室、卓球室の貸切り利用は出来ません。

3. 使用申込みを受付ける期間

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 紫波町総合体育館 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日 |
| (2) 紫波運動公園野球場 | 令和8年4月13日～令和8年11月8日（予定） |
| (3) 紫波運動公園陸上競技場 | 令和8年9月1日～令和8年11月9日（予定） |

※4月～8月31日までの期間は工事予定の為、利用出来ません。

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (4) 紫波運動公園テニスコート | 令和8年4月1日～令和8年11月30日（予定） |
| (5) 桜町河川グラウンド | 令和8年4月13日～令和8年11月30日（予定） |

※屋外施設はグラウンド状態等により受付期間が変更となる場合があります。

※災害等が発生・予見され安全が確保出来ないと判断した場合、予約を取り消す場合があります。

※12月27日（金）～1月3日（土）の期間は休館日となります。

4. 施設使用調整会議期日

- | | | |
|---------|-------------|-----------|
| (1) 日 時 | 令和8年2月7日（土） | 午前9時30分から |
| (2) 場 所 | 紫波町総合体育館研修室 | |

5. 申込みが競合した場合の優先順位

- (1) 紫波町スポーツ協会・紫波町・紫波町教育委員会の主催事業
- (2) 教育関係団体主催事業
- (3) 上記（1）、（2）以外のものについては過去の利用状況を加味した上で当該者同士での協議とする。

6. 申込み上の留意事項

- (1) 紫波運動公園内施設等使用希望申込書（以下、申込書）提出後に日程及び使用目的を変更する場合は申込書を再提出してください。
- (2) 利用調整会議終了後、所定の使用許可申請書及び開催要項（案で可、事業の概要が明記されている書類）を令和8年3月22日（日）まで(必着)に提出してください。請求書払いまたは振込を希望される団体で、前年度より担当者等の変更のある場合は併せてスポーツ施設使用料等請求依頼書の提出をお願いします。
- (3) 期限までに申請書の提出がない場合は予約を取り消しとさせていただきます。また、予約を取り消す場合は令和8年3月22日（月）までに施設利用取り消し申出書を提出してください。
- (4) 締切後に利用を希望する団体は、競技大会等開催概要個票を提出してください。なお、予約の可否については3月1日を目処に回答します。また、原則としてキャンセルは受け付けられませんのでご了承ください。
- (5) 使用をキャンセルする場合は、速やかに申し出てください。また、使用希望日2ヶ月以内のキャンセルについては、以下のキャンセル料を申し受けます。
使用料 100%、設備使用料 0%
※天候、グラウンド状況等によるものはこの限りではありません。

7. 注 意

- (1) 車で多くの来場者が多い場合は、総合体育館施設貸出しの担当と使用日の1カ月以上前に協議の上、必ず利用団体で駐車場係の人員配置をして車の誘導をお願いします。（普通車約158台、大型6台。河川グラウンド内には車の乗り入れを禁止します。）なお、駐車場内における事故等について当協会では一切責任を負いません。
- (2) 施設の利用がない場合でも駐車場の確保ができない場合は予約の受付が出来ない場合があります。
- (3) 使用中の施設及び物品の破損や利用者に事故等があった場合は、速やかに総合体育館事務室に申し出てください。
- (4) 総合体育館の開館時間は8時30分、利用時間は9時から21時までとなっています。9時以前または21時以降の利用を希望する場合は申請書に記載ください。なお、使用料は時間外使用料となります。また、対応しかねる場合があります。
- (5) 石灰、ラインテープ等の消耗品は利用者で必ず用意し、借用物品がある場合は申請書と同時に所定の「物品借用申請書」を提出してください。
- (6) 紫波運動公園（野球場、陸上競技場、テニスコート）、河川グラウンドは悪天候等によるグラウンドコンディション不良の場合、貸出しをお断りする場合がございます。
- (7) 各施設利用後は、モップがけ、グラウンド整備を必ず行い、使用前の状態に戻してください。なお、借用時間内で会場準備及び清掃整備を行っていただくようお願いします。
- (8) 使用にあたって、別紙「紫波運動公園内施設及び紫波町総合体育館使用上注意」を厳守してください。